

別表 審査項目及び評価の方法の標準

○審査項目

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
組織	業務執行力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験・実績	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か（担当者の配置、構成、工程の的確性、妥当性）	10
企画提案	情報発信方法	都市圏への情報発信が効果的で、本市の関係人口の創出が期待できるか	30
	イベントの実行性	無理なく関係者等と調整ができ、イベントを実行できるか	10
	販促物等の制作	統一感のある販促物や装飾品を制作することができるか	10
	独自提案	情報発信の方法、回数及び時期等、ナナメ上で効果的な情報発信が期待できるか ※効果的な独自提案がある場合は加点	30

○評価方法

- 1 評価は、上天草市“ナナメ上”総合観光プロモーション業務受託候補者選定審査会で行う。審査方法は、企画提案の内容についてあらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 各審査委員の評価点数の合計点が審査会の出席者×50点未満の場合は、受託候補者の決定は行わない。
- 3 各審査委員が1により評価した評価点数の合計点を基に順位付を行い、その順位を得点として、各審査員の得点の合計が最も低い者を受託候補者とする。
- 4 点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 審査委員の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
 - (2) (1)が同点の場合は、審査事項企画提案の点数が高い者を受託候補者とする。
 - (3) (2)が同点の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とする。
- 5 企画提案者が1者のみであった場合でも審査を行い、2を適用する。